

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成29年1月16日（月）17:42～18:22

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

久知良 俊二 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

吉岡 明男 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
生活衛生課課長補佐

山内 将平 国土交通省観光庁観光産業政策担当参事官室課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人の受入れ・就労促進

3 閉会

○事務局 お待たせしました。今日は法務省、厚生労働省、観光庁に来ていただいております。「クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進」ということをございます。

何度か省庁ヒアリングということでお越しいただいておりますけれども、今回は法務省は全体的な分野ということをございまして、厚生労働省は美容分野を中心に、観光庁はインバウンド・人材全般・観光分野ということ今回お越しいただいております。

法務省からはガイドラインの作成ということで、昨年夏に我々のほうから、先生方から御指摘いただいたものを踏まえてガイドラインを策定されましたので、それについても

提出いただいておりますので、冒頭説明いただきたいと思います。

また、クールジャパン人材受入れということは、昨年施行されました改正特区法において附則に記載されておまして、1年以内に検討と措置を講ずるということが書いてありますので、そこへの対応ということで検討していかなければいけない。また、安倍総理も諮問会議とか国会答弁でも実際に御発言をされておりますので、そこについてどのように考えられるのかということで説明をいただければと考えております。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 いつもお忙しいところありがとうございます。

それでは、御説明いただきたいのですが、最初は法務省からお願いします。

○根岸室長 法務省でございます。最初に私のほうから、お配りいただいておりますクールジャパン関係のガイドラインの改正案について、長くなるとあれなので、変更点だけ御説明申し上げたいと思います。

これはもう今まで何度かここでも御議論いただいているガイドラインですけれども、とりあえず別途議論のある、新たなものをやるかというのはまた別にして、現行制度で対応が可能なものについて、分かりやすくしようとして公表しようと思っているものです。

タイトルとか冒頭の柱書きのところを直しておりますのは、「留学生」の後にタイトルに「等」を入れたりとか、本文の中にも「等」を1個入れていますけれども、その辺は留学生からの変更ではないものについても記載する必要が生じてきているので、その関係で「等」としてしています。留学生からの変更をメインにしているもので、そこは特出ししつつ「等」を入れたという形です。

柱書きのところでは順番を変えたりしておりますのは、その後出てくる順番に揃えただけのことでございます。

「和食」を「食」に直しておりますけれども、ここでの御指摘もいただきまして、和食の話だけではない食のことが出てきてまいりましたので「和食」ではなくて「食」というふうに直しております。

1のところの順番を変えたりも同じ趣旨です。

一つ追加をしておりますのが3ページ目です。ページが振ってなくて恐縮ですが、一つ食分野のところでは追加をしております。これはここで何度か御議論いただきましたが、外国料理の料理人について、フランス料理はフランス人でないといけないとかいうふうに思われているのではないかとこのところ、そうではありませんということを申し上げる。それならそれを分かりやすくしておかないとという御指摘をいただいた部分です。

そのためにあえて二重に変えておりますけれども、フランス国籍の人がドイツでイタリア料理の調理師として10年間活動した。結局この人の専門性は何かと言うと、イタリア料理ですということでございます。その人がイタリア料理の調理に従事するということであれば、これは技能で認められますということになります。そういうことをあえてフランス国籍ということにして、あるいは、経験を積んだのがドイツでもいいですということで、

フランス料理はフランス人でなくてもいいし、フランスで修行しなくてもいいというところを二重に明らかにしたという形で直しております。

実質中身を加えたのは今のところでした、もう少し書き足しましたのは、2ページ目のところで青字になっていますけれども、食分野への就労について、これも先ほどの「等」の説明と同じですが、今の食のところを変えた関係で、全体が留学からの変更で「技術・人文知識・国際業務」に行く者が全般としてほとんどだったのですけれども、このところで「技能」の者が出てきていますので、一般的には「技術・人文知識・国際業務」だけれども、そうではないので、調理師のところは「技能」について審査しますというところを追加しております。

前回、確かここで御議論いただいたときに、ちょうど提案募集をやっているところだったので、そこで出てきた案件で、もし、追加するのがあれば、それも追加した上で公表したらどうかという御指摘をいただきましたけれども、前回の募集の中では、現行制度では実はできるのですと、こちらがお答えするような、ここで明確化のために入れるべきような案件はございませんでしたので、そこを踏まえての追加ということはなされていないという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省からどうぞ。

○吉岡課長補佐 生活衛生課の吉岡と申します。よろしく申し上げます。

私も生活衛生課の担当分野で行きますと、美容業の関係、クールジャパンの関係になりますが、昨年末にヒアリングで御説明させていただいたとおり、先ほどお話もありましたが、法律改正の際の検討ということで附則に盛り込まれているということで、現在団体と話し合いをしているところがございますが、まだ具体的な方策についてどういうやり方にするのかまで現状として御説明できる状況にはございませんので、引き続き団体にもよく理解をしてもらいつつ、国として成長戦略に資するような、まずは、クールジャパンに資するようなものとしてできるように進めた上で、また、法務省にも御相談をした上で、より良い制度にしたいということで現在検討中でございます、具体的な中身につきましては、現段階におきましてもまだ御説明できるような状況にはございませんので、よろしく願いしたいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、観光庁、どうぞ。

○山内課長補佐 観光庁観光産業課の山内と申します。よろしく申し上げます。

インバウンドの部分についてなのですが、年末に課長の西海のほうから御説明させていただいたとおりなのですが、現在人手不足と言われている中で、旅館とかホテルの生産性の向上がまず第一であろうというところで、どのようにしたら旅館、ホテルの生産性が向上するのかというところを、有識者を交えて今、検討会で議論している最中ござ

います。

宿泊施設の生産性が向上したとしても、まだ人手が足りないということであれば、どういったスペックの人材が不足しているのかというところについて、今後議論が必要であろうと考えております。

それを見越して、宿泊の4団体と年末から議論を始めておりまして、どういった人材が不足しているのか、どれぐらいのボリュームが必要なのか、それが日本人であるのか、外国人であるのか、そういったところをこれから宿泊団体の方と議論して特定していきたいと思っております。

その中で、技能実習制度とか在留資格等々、解釈の拡大も含め、どういう運用の仕方をすれば外国人材が活用できるのかといったところも含めて、制度官庁と相談していきたいと思っております。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、原委員、どうぞ。

○原委員 検討のずれているところがあると思っております、今のインバウンドの部分についてのお話でも、人手不足というところから出発して、それに対応するために、まず、生産性を上げたいのか、日本人と外国人をどう入れていくのかというお話をされていたと思うのですが、これまでも何回かこちらでも御議論させていただいておりますのは、むしろ私たちが色々なところから、これは特区の自治体、あるいは民間の事業者たちなども含めて御提案いただいているのは、そうではなくて、外国人を雇う、外国人材を活用するニーズが具体的にあるのです。それはインバウンドの領域であれば、外国人のお客さんが増えている中で多様な文化に対応する。これは決して旅館やホテルだけではなくて、流通、買い物に来られるような現場などであっても、多様な文化に対応できるような顧客対応のできる人が必要なのですというニーズを強く聞いていて、これは決してホテルや旅館で人手不足だからとかということよりも、むしろ特定の現場では流通であったり、あるいは警備であったり、そういうところでもニーズが生じているということだと思っております。

クールジャパンについても全く同じで、別に人手不足だから、美容とかファッションの領域で人を入れましょうなどという議論を私たちはしてなくて、これは最初からしているように、インバウンド対応とかそういったこともありますし、特に大手の美容室などで、再三、何度もお話をしましたが、外国人のお客さんが来るときに対応できる人材、外国人の人がいてくれたらいいのだけれどもというニーズは色々なところから聞いている。

一方で、美容の技術というのは、日本は非常に高いと思われているので、わざわざ日本の美容専門学校に留学をされて、美容師資格まで取る人がいるという中で、日本で美容技術をさらに働きながら身に付けようと思うと、それはすることができないですというニー

ズも一方で聞いていて、これは働く側からもお客さんの側からも、両方でニーズがあるのに何とかならないのですかというお話をずっと、もうこの議論を始めてから何年かになる、もう3年以上になるのではないかと思いますけれども、ずっと議論をさせていただいているわけです。

したがいまして、今日これは法務省からいただいている、ガイドラインで明確化していくということは、これはこれでもうやっていっていただければいいと思うのですけれども、一方で、例えば、美容の分野などもそうですが、明らかに今の在留資格だと入れませんという部分についてどうするのかという議論も、これはいい加減結論を出さないといけないと思っております、これは今までのようなやり方では中々進まないのではないかと。何年間かやってきましたけれども、これはもう1年に1ミリずつぐらいしか進んでいないわけです。

なので、これはもうむしろクールジャパンとかインバウンド対応とか、そういった領域についても、これは区域で柔軟に、この分野では必要なのです。こういった事業所で外国人材を入れたいのですということを機動的に実験できるような仕組みを作らないと、もう動かないのではないかと。

これまた一つ一つ業種で限定して議論していくということをやっていると、漏れたところは次の国会の会期まで待たないといけないのですか、また1年かけて議論するのですかとか、そういう議論になってしまって、とてもではないけれども、これはもう対応していかないということではないかと思えます。

おそらく厚生労働省からしても、そういった包括的なアプローチをしたほうが議論を進めやすいのではありませんでしょうかということ、引き続きここで議論していければということですね。

すみません。先にお話をいたしました。

○八田座長 とりわけ、例えば、インバウンドのためには、緊急に必要ですね。そういう分野では人手不足かどうかという問題ではなくて、現実に外国人がどんどん増えているわけですから、それに対応できる人が商店でも要るし、レストランでも要るし、美容師でも要るし、そうすると原さんの今の提案というのは一定の区域で、そういうお客さんの多いところではそういう人たちが、もちろん日本で専門学校を出たとか、あるいは外国でそれに匹敵するようなものが出たとき、そういう資格要件は要ると思えますけれども、それを満たすならば、そういう広い、色々な分野でもって包括的にある地域でできるように入っていただけるようにしようではないかという提案ですね。

○原委員 これは別に特区の仕組みですから、特区の中では何か訳の分からない色々な人たちが入ってくるということではなくて、区域計画で、区域会議で、しっかりと決めてやっていけばいいことだと思いますので、そこで制度の実験をやるような枠組みを作ればいい。

○八田座長 クールジャパンとインバウンドでは規制改革の対応も異なりますね。クール

ジャパンの場合には、日本で訓練を受けた人が、日本である程度経験を積んだ上で母国に戻るといふことですが、このインバウンドの場合には、とにかくとりあえず急いで対応という形ですね。

美容の場合には、昔から外国人の美容師で資格を持っている人が日本に残れるようにすべきだという要望は聞いていましたが、その理由としては、両方ともあったのです。インバウンド対応もあったし、クールジャパンというのもあった。今回それぞれのグループで、美容師だけではなくて色々なものがあるということだろうと思います。

例えば、日本で和食の訓練を受けた人が外国に戻るといふのはクールジャパンでしょうけれども、多少インバウンド対応というのものもあるかもしれない。必ずしも、全部の料理ができなくても、インバウンド対応はできるかもしれないですね。

○原委員 それもありますし、それから、クールジャパンの政策をよくやられている方々が言われるのは、東京で一番いい料理は別に和食ではない。色々な国の料理で、東京で修行したいという外国人はたくさんいるし、これはもう世界で三つ星が、南米のほうとかでも出てきているのは、むしろ色々なところで融合するとかというののはやってきていて、何国料理などということではないのだと言われる方もいる。

和食だけは農林水産省が所管していますとか、役所の話は勘弁してほしい。

○八田座長 要望としては、特区の中でそういうことをやらせてもらいたい、インバウンドなどをやらせてもらいたいということなわけですが、それを監督のお役所としてはどうお考えになるかということですかね。

○本間委員 何が阻害要因になっているのか、どういう懸念をされているかということについて整理してもらったほうがいいですね。

○八田座長 根岸室長のお考えで、結局は各担当官庁がそれをオーケーと言わなければ、中々法務省としてはそういうのをオーケーしにくいというのが、大体今までの御意見でしたね。

○根岸室長 業所管省庁から見て、要望がある程度こういうところから出てくるわけですから、要望される方はいるのだと思うのです。もちろん多数に全部付けばいいわけではないかもしれませんが、やはり色々なことをやるにはプラスの影響、マイナスの影響もあり得るわけなので、プラスがあるからやってくださいという意見があるということだけをもって飛び付いてしまうと、これは問題が起き得るので、やはり業所管庁の立場から見て、やはりこれは必要だね、効果がこうあって、マイナスは少しあるかもしれないけれども、こうやれば大丈夫ですねということができてくると、その中で一緒に我々の面での問題ないようにする仕組みも要るでしょうし、そういうものを作っていくということは考え得るのだと思いますけれども、まずはそこがないと、特区だから一個一個待ってられないから、全部地域にお任せで、何が入るか分からないというわけにはいかないと思っています。

○原委員 一定の枠はもちろんはめるのだと思います。

○八田座長 区域会議がありますからね。

○根岸室長 区域会議の段階にならないと分からないというわけにもいかないと思うので、やはり元の制度を作る段階で、業所管省庁としてもこうでこうですね、どうしてこれを特別にやるのだと言われたときに、ただ、そういうところから言われたからというわけにもいかないで、これはなるほどで、望ましくは政府全体の検討が進んで、労働者の経営の仕組みについて変わるということもあるかもしれません。やるとすれば、それが望ましいということで、今それがいいか悪いかは言えませんが、そうではない中で、やはり特例を作るのだとすれば、特例を作るだけの理由を説明できないといけないので、そのときに、やはり業所管省庁にはちゃんと説明できるようになっていないと、我々としてもそこだけを特別に入口を開けるといことになるので、そこがやはり前提として必要だと思っております。

○原委員 おっしゃられていることは分かるのですけれども、そこで何を言っているかということにちょっとだけ補足をさせていただくと、要するに業所管省庁が積極的になって、是非この分野に外国人材を入れてほしいですという状態になるのを待っているのだと、これはとても進まないと思っているわけです。

今日はいらっしゃっていないですけれども、例えば、警備の話がこの間しましたけれども、警備業全体の労働市場を考えて、外国人を入れるだけのニーズがあるのか、あるいは、労働需給のひっ迫がどうなっているのかとか、そういう議論ではなくて、これは今出てきている要望というのは、追加での提案資料も出てきていたので、今日はまだ来ていないかもしれないですけれども、例えば、渋谷区でやっているようなカウントダウンとかハロウィンとか、ああいうイベントであったり、特定の港区内の街区で、外国人材が大変多いような集まってくるような場所で警備をする。これは観光協会や区などから民間の警備会社に委託をされているみたいですが、そういうときに、これはもう集まっている人たちの半分以上が外国人で、道案内を求められたりとかそういう状態になっているという中でも、これは外国人材がいないととても対応し切れませんというのは、その現場では共有されているのだけれども、そこがまだ警備業全体の労働市場みたいな話に、またそこで引き戻されてしまって、そこが本当に積極的に必要になってくるのですかという議論になると、これはまた議論がずれてしまうのだと思うのです。

なので、役所、所管の業所管の省庁が何とかこの分野で外国人材を入れたいのです。それはどちらかと言うと、人材不足とかそういう観点から言われることが多いのだろうと思いますけれども、そういう状態を待つよりも、特区の自治体を含めて、特区で責任を持って、この分野についてこういう人材を受け入れるのですということを明確にする。もちろん、それはもう特区だから自由に決められるということではなくて、クールジャパンとかインバウンドとか、そういった一定の枠の中で、一定のルールの中で選定をして決めていくという枠組みを作らないと、せっかく特区で制度実験をする枠組みを作っている意味がもうほとんどないような状態になってしまうのではないかと考えているのです。

○根岸室長 私が業所管省庁にまずと申し上げたのは、別に全て全国レベルで必要だとい
うところまで業所管省庁が言わないと、我々の検討の俎上にも乗りませんと言っているわ
けでは当然なくて、これまでやってきたもの、例えば、今動いている農業とかだって、一
時はここで農林水産省がやりたいと言っていたのに、どちらなのですかなどという話もあ
ったわけです。しかし、その中で全国というよりも、まずは特区でやりましょうという方
向でまとまったわけで、それは農林水産省もそのつもりになっているわけですね。

少なくとも特区でやるのであれば、そういう状況には各省がなくて、きちんと積極的に
自ら説明できるような状況になっていないと、別に他の分野でやるときに、例えば、警備
業で今おっしゃったような例のときに、別に警察庁が全国の警備業でやりましょうと言
わないとしても、少なくとも特区ではこれが必要ですというところは、必要性を訴える状
況になっていないと、それはできないのだと思っています。

それがゆくゆく特区が入口で検討してみたら、やはり全国で必要だねとなれば、全国制
度として考えればいいかもしれないし、それが望ましいけれども、すぐできないので特区
ということも逆にまたそちらから特区になるということもあるかもしれないし、それは両
方あると思っています。

○原委員 どの程度業所管省庁が積極的にこの話を進めようとするのかという度合いの問
題かもしれないですけども、順番として業所管省庁が是非やりたいですという状態にな
って初めて特区でその制度を選ぶことができますという状態というよりは、逆に特区の側
から話が上がってくるという状態にしないと、この話は進まないのではないかというこ
だと思っています。

○根岸室長 話の出始めはどちらでもあるのだと思います。最終的にそれはそういうつも
りになってくれないと動かないのだろうなと思っています。

○原委員 なので、その制度の立て方として、まず、業を一つ一つ先に決めましょうとい
うよりは、特区の中で機動的に選べるような仕組みというのを作れませんかということな
のです。

○根岸室長 それは区域会議で範囲を決めてしまうということですか。

○原委員 それは繰り返し言っているように、クールジャパンとかインバウンドとか、そ
ういった一定の枠組みの中です。自由に何でも決めたらいいですということではないと思
いますが、その中で、私が今挙げたような領域というのは、基本的には安価な労働力をと
もかく入れたいのです、みたいな話というよりは、むしろ外国人を雇うことに価値がある
のです、そのニーズがあるのですという領域だと思っています。

そういった領域で、ある程度の幅を持った中から区域で必要な人材を選んでいくとい
った制度設計には是非お願いできないかということです。

○根岸室長 幅がどのくらいなのかというのがよく分からないのですが、どこが業所管か
も分からないぐらいの幅で決めてということになるとどうなるのですか。

○原委員 これまでだって、クールジャパンといっても法律にクールジャパンとは書いて

いないけれども、クールジャパン人材ということをやりたいと言っているわけですね。

繰り返しですけれども、そこで申し上げている問題意識は、その中で今回はアニメだけですとか、美容はまた先にしましょうとか、そういうのをこれ以上繰り返すのですかということなのです。

○根岸室長 それでも、やはり美容をやるなら美容所管のところがちゃんと納得できやらないと、うまく行かないのではないですか。

○原委員 クールジャパンの人材の受入れということについては、これは政府として納得をいただいているわけですね。

○根岸室長 特例的に幅を広げるところまでは、まだ決めていないですね。そういうものが出来れば、もちろんそんなものはまかりならないと言っているわけでは全然ないですけれども、そこはきちんと分野別にしっかりした議論はしていないといけないと思っています。

○原委員 クールジャパン人材についての対応する必要性という部分については、政府としての理解があるわけですね。

○根岸室長 何らかの対応は要するという事にはなっていますね。

○原委員 それもさらにそこから前進させて、その分野についての在留資格の特例措置が必要な部分については特区で措置をしましょうというのは、そんなに大きな段差はないのではないですか。

○根岸室長 クールジャパンのためになるのであれば、あとは区域会議が決めれば、活動範囲はどこまで行くか分からないということになってしまうので、それもやはりまずいでしょうね。

○原委員 クールジャパンだと訳が分からないというのだったら、そこはもう少し明確にするのはできるとは思います。

○根岸室長 例えば、美容が入るか入らないかも分からないという状態で制度を作って。

○原委員 それはもう明確に入れないとダメだと思います。

○根岸室長 そういうことになってしまうのと、美容が入るかもしれませんが、厚生労働省、どうですかと聞いても、入るか入らないか決まっていないから、今は何とも言いようがないという状態でも制度が進むみたいになってしまうのではないですか。我々としてはそういうわけには行かないと思います。

○原委員 そこは法令の書き方の問題かもしれないですけれども、それはきちんと、少なくとも美容などというのは入らないといけないと思いますし、私が申し上げているのは、その中の個別の業種ごとに半歩ずつ前進みたいなことにはせずに、特区で機動的に、制度実験が早急にできるようにしましょうと。

○根岸室長 ここでの今までの議論の感じからして危惧をしますのは、制度としてちゃんと決めておかなければいけないというのも元々はあるのですけれども、その辺を抜きにしても、その業所管省庁の関わり方を置いておいて、とりあえず入口だけ決めるみたいなこ

とになると、何度かここの議論でもありましたけれども、とにかく入口を持っている法務省はまとめて来いみたいになってしまって、結局業所管省庁のところがどちらなのか分からなくても、何かそこが進んでしまったりすると、その関わり方というのは確保できない。そうすると、きちんとした受入れができなくなってしまう恐れがあるので、それはすごく恐れているのです。

○原委員 分かりました。特区の枠組みなので、区域会議でその責任を持ちますということであればどうですか。

○根岸室長 区域がよければそれでいいのかということになるので、そこについて業所管省庁としてどうかもあるし、業所管省庁がちゃんと関与しないようなものだと、我々は純粹に在留管理とかそういう立場からしても、やはり管理し切れない。自治体にそのような在留管理を全部しろと言っても、それなりに普通我々ではできないような丁寧な対応というのは、ある程度自治体ができることもありますけれども、そこで全て見られるわけではないので、そこできちんとした受入れができて、そこにニーズがあって、効果があるようなところであれば、在留管理上も問題が起きにくくなるのです。

それが実はそうでもないと言っている人はいるけれども、そんなでもなかったなどと言うときに、そこからドロップアウトする人が出てきてしまいますし、我々としてはちょっと心配になっていきます。

○原委員 根岸室長の御懸念というか、要するに含まれる領域は何と何があって、それぞれの領域について所管省庁にオーケーと言ってほしい。必要だと言ってほしい。

○根岸室長 それが大前提になると思っています。

○原委員 そこは繰り返しになりますけれども、どこまで強力求めるかという度合いについては、根岸室長が求められているのと、私が言っているのとに違いがあるかもしれないのですけれども、それは一通りこの分野で必要性があるのでしょうかということ、例えば、先ほど例として挙げた警備なども含めて納得をいただくという前提であれば、そういった制度の可能性はある。

○根岸室長 そういったというか、その場合に、必要だからやるのだとなれば、当然その関わりが出てくるのだと思うのです。そうでないと、特別に入れる以上は、自治体でできるものとできないものがあるでしょうから、業所管省庁の管理という面でも関わりというのは必要なはずなので、他の業の者で議論をしても、やはり入ってくることは別にいいことなので、いいです。だけれども、そこで問題が起きても知りません。適正な管理のところは、それは法務省お願いしますなどということがあるのです。そういう雰囲気になってしまうと、問題が起きたら知りません。私たちはただ広げてくれと言っただけですとなったら困るので、今、厚生労働省にしても観光庁にしても結構ちゃんと考えてくれているので、とにかく入ればいいやではなくて、本当に必要な人を入れるなら入れなければと思っているから、多分ちゃんと考えてくれているのだと思うのです。そういうところが本当に必要だと言ってくるときにはきっと、では、こういうことが必要ですねというのは

多分出来ていくと思うので、そこが、言われたのでただいいですと言うだけだと心配ではある。

○本間委員 特区会議のほうの認識と所管官庁の認識が必ずしも一致しているとは限らない。やはり皆さん全国を見ているわけで、それで、ここはたまたまインバウンドを含めて必要だねと言っているけれども、それは全国的に見たらそうでもないという形の否定的な結論を出されやすいと思うのです。そこは特区会議のニーズというものを優先されて、それを実行するためにどういう制度、あるいは法整備が必要かという考え方にしていかないと進まないですね。

○藤原審議官 家事支援人材は、結局法務省に丸投げとは少なくとも今までは全然なっていないですね。今日はいませんが、経済産業省もいれば、もちろん厚生労働省もいて、内閣府も自治体も含めて、管理協議会で役割分担をしています。ああいうスタイルで包括的に関係省庁がきちんとした管理体制を、一定の役割分担のもと見ていくことによって、区域会議のもとで、各省できちんとチェックした上でとやること自体、御懸念の点はないと思うのですけれども、どのような感じなのでしょう。

○根岸室長 別に私は家事支援は何も否定していません。家事支援はもう家事支援ということで、かなり具体的にある中で検討していったので、それはもちろん経済産業省も含めて納得づくで進めた。

○藤原審議官 その議論のある意味延長でやることについての法務省の懸念がよく分からないのですけれども。

サービス業とかですと、今日もそうですけれども、業所管省庁と言っても色々と分からないところがあって、そういうのがずっと後送りになるよりは、幅広く関係省庁の方に集まっただいて、そこできちんと審査していくということだと思っております。

むしろ関係省庁の方々にたくさん集まっただけで会議体をきちんと置く。やり方としては逆にそれ以外にあまりないと思うのです。

○八田座長 家事支援と同じ方式ならいいとおっしゃるわけですね。

○根岸室長 方式としてはあり得ると思います。別にあらゆるものがあれと同じでいいというのかは分かりませんが。

○八田座長 少なくとも一つ考え得るということですね。

家事支援の時も、やはり経済産業省なり厚生労働省なりに納得してもらったわけですね。

○藤原審議官 あれも業所管省庁の概念というのはそもそもなかったもので、結局まさか経済産業省が家事支援の担当省庁になるなどというのは、当時そのような議論すらなかったぐらいでした。したがって、内閣府が自主的に取りまとめをしたのです。我々は家事支援業界と一番近い形でやったのですけれども、結局そういうサービス業は業所管という概念自体もないものが多いので、だからこそこういう自治体の力も借りながら、関係省庁でそれなりに前広に組んでやっていくようなやり方しか多分ないのです。そういうものの応用で、このクールジャパンというものも原先生がおっしゃっているように、もう国会で何回

もこの議論がされてきている中で、そこをある程度包括的に一括して対応する仕組みというのはそろそろ作らないといけないのではないかと考えています。

○八田座長 観光庁はどういう感じですか。これはやはりインバウンドによって非常に緊急ですね。

○山内課長補佐 先ほど御指摘がありましたように、人手不足だけではなくて、色々な国の方が来られているので、フロント業務とかそういったところで多言語対応できるとか、そういった人材ニーズというのはこれから必要になるのではないかと考えていまして、そういうのも含めて、宿泊団体の方と今どういう場面でどういう人材が必要なのかということ、これから年度内に整理したいと考えています。

○八田座長 例えば、美容師などというのも本当に何十年もやってきて、もうがちがちだから、ちょっと新しいアプローチを考えないといけないかという感じですね。

しかも、緊急性がどんどん増えているわけです。以前は、クールジャパンのほうを強調したけれども、今は本当にインバウンドの必要性が出てきた。これは地区限定でやるということで、個別でやるのではなくて、まとめてやるということをやっているのではないかと話ですね。

そうすると、具体的な手順としてどういう形を考えますか。まずはどこでどういう案を作って、どこがどう折衝するか。

○原委員 御検討いただいたほうがいいのか、こちらで聞きますか。

○藤原審議官 ワーキンググループのほうで法的措置を前提にした上での取りまとめ案を作らせていただいて、それを各省にお願いして、今回の法律に間に合わせる。もうタイムリミットですので、そういう議論をさせていただくかどうかですね。

○八田座長 各省庁ということで、当然厚生労働省も含めて。

○藤原審議官 もちろん全体です。クールジャパンというものに関わる役所全部だと思います。インバウンドまで含めれば、観光庁も含めて、そういったところを包括的に。

○原委員 法律の附則だとクールジャパンということにはなっているのですが、広い意味でクールジャパンの延長だと思います。緊急性は大変高いと思います。

○八田座長 それでは、そういうことで、我々がある意味で案を考えて、各省庁に御検討いただくということにしようと思います。これは一つまとめた提案としてやろうということですね。

それでは、本当にお忙しいところいらしていただきまして、どうもありがとうございます。